

「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律等を受けた 関連通達等の改正案」に係る意見

本年4月30日に公布された外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律及び、8月14日付で公布された外国為替令等の一部を改正する政令の規定、並びに8月14日よりパブリックコメントを実施している「貿易関係貿易外取引等に関する省令等の一部を改正する省令案」（9月12日に意見書を提出済み）に基づき、関連通達の改正案が公表された。

日本貿易会 安全保障貿易管理委員会では、この機会に下記のとおり、同改正案に対する意見書を経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課宛に提出した。

「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律等を受けた 関連通達等の改正案」に係る意見

平成21年10月1日
社団法人 日本貿易会
安全保障貿易管理委員会

日本貿易会 安全保障貿易管理委員会は、本年9月2日に公示された表題通達案に関するパブリックコメント募集に対して、当委員会のコメントを以下の通り具申する。

役務通達

1. 役務通達の中で「技術の仲介取引規制について」の解説を設けて頂きたい。
理由：外為法第25条第1項では、技術の仲介取引が含まれていること、および貿易外省令の第9条第2項五号および六号の記載ぶりが非常に分かりづらい。
2. 税関長の確認
税関長の確認の書類として(2)の(ニ)「その他税関長が特に必要と認める書類」とあるが、具体的にどのような書類が必要なのか明示していただきたい。
理由：出国時に提出する書類ゆえ、予め準備しておく必要があるため。

税関長の確認等で、特定記録媒体等については特定記録媒体等輸出等許可証の確認を行うと規定されている。外為法25条第1項許可証（役務取引許可証）、を受けている場合には通常第3項許可証（特定記録媒体等輸出許可証）は取得しないと思われるが、この場合、輸出者は取得済みの役務取引許可証を見せる必要がなく、従って税関の確認もないと解釈して良いか。
3. 別紙3（役務取引・特定記録媒体等輸出等許可申請書の添付書類等）
 - 第2 役務取引許可申請書の記載要領
 - 2 申請書記載上の注意事項(4) 取引の概要

「 役務の内容」の後に、「 取引の相手方が情報を受領する場所」の追記が必要と思われる。

包括許可取扱要領

3 特定包括許可の範囲

(2) 特定包括役務取引許可

文中の「一般」は、「特定」が正しいのではないか。また、同項目中の、「一般包括役務取引許可…」は、「特定包括役務取引許可…」が正しいのではないか。

以 上